

女性のための法律講座 & 相談会



離婚するにはどうすればいいの？子どもはどうなる？慰謝料や夫婦のお金は？

結婚生活に悩んでいたたり、離婚を考えている女性のために、離婚一般のことや、子どもに関すること、夫婦のお金のことなどの法律問題について、弁護士がわかりやすく説明します。離婚にあたって知っておきたい手続、知っておくと役立つ情報が満載の法律講座です。

保育サービスもあります。（6か月以上の未就学のお子さま）

実施に当たり、消毒等の新型コロナウイルス対策致します。 マスク着用でご参加下さい。

日時：令和5年3月10日（金）

法律講座：定員45名（申込順）

第1部 離婚一般について：午後 1時00分～1時40分

講師：相川一忍弁護士（埼玉弁護士会所属）

※第1部の内容は、令和4年11月2日実施の「女性のための法律講座 & 相談会」と同じ内容です。

第2部 分科会：午後 1時50分～午後2時30分

グループA...財産分与について

講師：角谷史織弁護士（埼玉弁護士会所属）

グループB...親権・養育費・面会交流等について

講師：池田味佐弁護士（埼玉弁護士会所属）

グループC...慰謝料について

講師：吉田奉裕弁護士（埼玉弁護士会所属）

法律相談：法律講座参加者のうち希望のある方（定員 25 名）

午後2時40分～4時00分（相談無料、1人20分、申込順）

**場所：埼玉県男女共同参画推進センター
（With You さいたま）セミナー室**

お問合せ・申込みは、裏面をご覧ください。

<申込み方法> 定員になり次第締め切ります。

ただし、保育を希望される方は 3月3日(金)までです。

①～⑥を電話又は電子メールでお申込みください。

①氏名(ふりがな)

②住所

③電話番号

④第2部の参加グループ (A～C)の希望

⑤法律相談希望 有・無

⑥保育希望 有・無

※保育希望「有」の方は、併せて保育の申込みをお願いします。

<保育申込み> **令和5年3月3日(金)締切**

①お子様の名前(ふりがな)

②月齢(○歳○か月)

③アレルギーの有無をお知らせください。

※保育サービスは、6か月以上の未就学のお子さまに限ります。

無料、定員10名(申込順)

<申込み先>

埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 2-2

電話 048-601-3111

電子メール m013111a@pref.saitama.lg.jp

<問合せ先> 埼玉県男女共同参画推進センター 048-601-3111

埼玉県少子政策課 048-830-3337

埼玉弁護士会 048-863-5255

<交通アクセス>

公共交通機関を御利用ください。

・JRさいたま新都心駅徒歩5分

・JR北与野駅徒歩6分

※新型コロナウイルス感染症拡大により中止や内容変更となった場合には、With Youさいたまのホームページでお知らせします。

